

# 「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内

## 令和4年2月からスタート

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、介護職員の処遇改善を図るための「介護職員処遇改善支援補助金」を交付します。また、10月以降は、臨時の介護報酬改定を行い、同様の措置を継続することとしています。

### Q1. 補助金の額はどのように決められるの？

**A1. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。**

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を毎月算定・支給されます。算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

$$\text{ある月の総報酬} \times \text{交付率} = \text{補助額}$$

（{基本報酬+加算減算} × 1単位の単価）

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、介護職員1人当たり月額9,000円相当の補助金が交付されます。
- 事業所の判断で、介護職員以外のその他の職員の処遇改善に補助金を充てることができます。その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。
- このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、介護職員の皆さま全員に対して、一律で月額9,000円の引き上げを行うものではありません。

### Q2. 補助金の対象となる要件は？

**A2. 以下の要件を満たすと、補助金を受け取ることができます。**

#### ①介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること

- ◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

#### ②原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。

- ◆③の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。
- ◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を記載した用紙を都道府県に提出してください。
- ◆令和4年2・3月分として見込まれる補助金額のすべてを、令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません（Q3をご参照ください）。

#### ③補助金の全額を賃金改善に充てること

かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること

- ◆ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。
- ◆「介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。
- ◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、補助金の額を上回る賃金改善を行う必要があります。
- ◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額賃金改善額の総額」を記載してください。

### Q3. 事業所内での補助金の配分方法は？

**A3. 介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。**

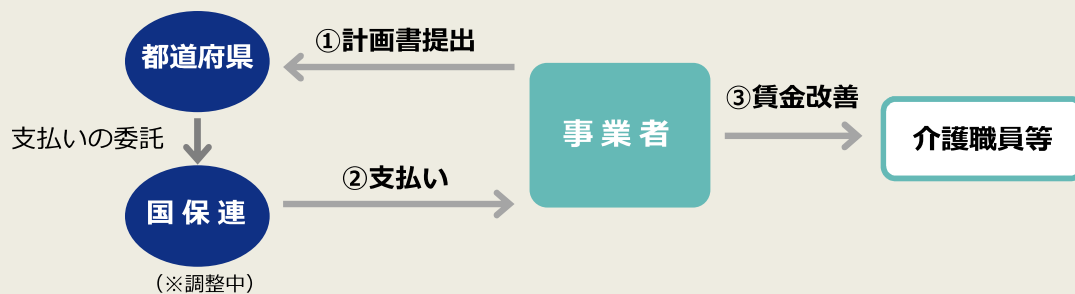
- 事業所で、介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てる場合は、**介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。**
- 令和4年2月分から9月分の**補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要です。**  
(月ごとの賃金改善額がその月の補助金額を上回る必要はありません。)

### Q4. 補助金の申請手続きは？

**A4. 事業所が都道府県に対して申請を行います。補助金は国保連（※調整中）が支払います。**

- 補助金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。  
申請が認可されると、都道府県から支払いの委託を受けた**国保連（※調整中）が補助金を事業者に支払います。**
- 介護報酬関係で市町村に届け出を行うサービス事業者も、**この補助金の届出先は都道府県**です。
- 補助期間終了後、事業者は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。  
(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)

#### 申請から支払いまでの流れ



### Q5. 補助金の申請・支払いスケジュールは？

**A5. 令和4年2月に賃上げ開始の報告を行った後のスケジュールは以下の通りです。  
補助金は、2～4月分がまとめて6月に支払われ、その後11月まで毎月支払われます。**

令和4年					令和5年	
2月	4月	6月	9月	11月	1月	
賃金改善の実施						
		補助金の支払い				
賃上げ開始の報告	計画書提出	補助金支払い開始		補助金支払い終了	実績報告書提出	

#### お問い合わせ先

厚生労働省老健局  
介護職員処遇改善支援補助金コールセンター  
電話番号：03-6812-7835

#### 長野県担当部署

長野県健康福祉部  
介護支援課サービス係  
電話番号：026-235-7121

令和 4 年 月 日

長野県知事 殿

法 人 名 : \_\_\_\_\_

代 表 者 名 : \_\_\_\_\_

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善の開始について、以下のとおり、報告いたします。

①対象サービス事業所であることの申出

- 令和 4 年 2 月サービス提供分について、介護報酬における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）の届出を行っていること。

②賃金改善の開始に係る報告 ※該当する方にチェックを入れること

- 令和 4 年 2 月分から、賃金改善を開始した。
- 令和 4 年 3 月分から、賃金改善を開始した（同年 3 月は同年 2 月の賃金改善分も支給）。

書類作成担当者名 : \_\_\_\_\_

電 話 番 号 : \_\_\_\_\_

メールアドレス : \_\_\_\_\_

※次頁に、補助金を取得する介護保険事業所番号、事業所名及びサービス名を記載すること。（記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。）

※本書面は、メールにて提出することも可能。



新型コロナウイルス感染症対策支援  
「CO2 センサー」寄贈事業

2022 年 2 月 2 日

公益社団法人 24 時間テレビチャリティー委員会

昨年の「パルスオキシメーター」に続き、全国の高齢者・障害者支援施設等に「CO2 センサー」を寄贈いたします。

CO2 センサーとは、二酸化炭素濃度、温度、湿度をリアルタイムで測定し、部屋の換気の目安を確認いただける機器です。

<寄贈内容>

CO2 センサー 2 台 ※下記 2 種類のうち同じものが 2 台の寄贈となります。

- ・ CO2 モニター DM306C 輸入販売元：株式会社リコオテクノ
- ・ スマート CO2 濃度測定器 SM-520 輸入販売元：酒井医療株式会社



<贈呈対象>

全国の高齢者・障害者支援施設 1,000 か所を予定

<告知・申し込み・選定方法>

24 時間テレビで福祉車両を贈呈した団体で、現在も稼働中の 3,000 団体(無作為抽出)にハガキにて案内。

ハガキは 2 月 1 日(火)に投函済み。

24 時間テレビチャリティー委員会 HP 上で公募を行うので、ハガキ案内以外の団体からも申し込み受付可能。

申し込み多数の場合は、抽選にて贈呈先を決定。

<スケジュール>

申込期間：2 月 7 日(月)10:00~2 月 25 日(金)18:00

納品は 3 月中を予定

<申込方法>

上記期間中に、24 時間テレビチャリティー委員会 HP 内の[応募フォーム](#)より、申し込み。

長野市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市の自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、市の財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の財産等をいう。

ア 広報ながの

イ 市の公式ホームページ

ウ その他市長が広告掲載を適当と認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。

(広告の範囲)

第3 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載してはならない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの

(5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(7) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(広告主の制限)

第4 未納に係る市税がある者は、広告主となることができない。

(広告掲載の順位)

第5 広告掲載は、次の各号に掲げる順位により行う。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体、公益法人及びこれらに類する者に係る広告

(2) 民間企業等で、公共性の高いものに係る広告

(3) 民間企業等で、市内に事業所等を有するものに係る広告

(4) 前3号以外の広告

(広告の規格等)

第6 広告の規格、枠数、掲載位置等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 広告掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように、十分配慮して行わなければならない。

(広告の募集方法等)

第7 広告の募集方法、予定価格、選定方法、申込者への通知等については、広告媒

体ごとに市長が別に定める。

- 2 広告の募集等は、広告代理店等を介して行うことができる。
- 3 指定管理者が自主事業として行う広告掲載については、市長が別に定める。  
(広告主の責任)

第8 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。  
(広告掲載の取消し)

第9 広告掲載は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこれを取り消すことができるものとする。

- (1) 市が指定する期日までに広告料その他の料金が納付されないとき。
- (2) 市が指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。
- (3) その他広告掲載に支障があると市長が認めるとき。

(広告料等の還付)

第10 既に納付された広告料その他の料金は、還付しないものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(長野市広告審査委員会)

第11 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、長野市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は企画政策部長とし、委員は次に掲げる職にある者を充てる。  
総務部庶務課長 総務部公有財産活用局管財課長 企画政策部広報広聴課長 財政部財政課長 地域・市民生活部人権・男女共同参画課長 商工観光部商工労働課長 都市整備部都市政策課長
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 7 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 前2項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ、回議により審査をすることができる。
- 9 委員長は、審査に関係がある課長又は関係者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 10 委員会の庶務は、企画政策部広報広聴課が行う。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



## ◎ 広告掲載基準（掲載できない広告の具体例）

要綱第3各号の項目	掲載できない広告の具体例
(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別法により表現内容等に禁止事項があるもの 医療法 柔道整復師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律</li> <li>・ 不当景品及び不当表示防止法による誇大広告の規制</li> <li>・ 長野市屋外広告物条例による屋外広告物の規制</li> </ul>
(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	<p>「公の秩序」 → 国家・社会の秩序や一般的利益 「善良の風俗」 → 社会の一般的道徳観念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いかがわしい表現や乱暴な文言を用いたもの</li> <li>・ 個人や他企業等を誹謗中傷するもの</li> <li>・ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの</li> </ul>
(3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰な利益追求を内容とするもの</li> <li>・ 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの</li> <li>・ 市が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの</li> </ul>
(4) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類似する営業に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業</li> <li>・ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、国家公安委員会規則により計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの</li> <li>・ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5㎡以下である客席を設けて営むもの</li> <li>・ まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他施設を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業</li> <li>・ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊戯設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれがある遊戯に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊戯設備により客に遊戯をさせる営業</li> </ul>
(5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公職選挙法に抵触するおそれがあるもの</li> <li>・ 政党等の講演会等に関するもの</li> <li>・ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの</li> <li>・ 布教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの</li> <li>・ 個人又は法人等の名刺広告</li> <li>・ 個人、団体等の主義主張に関するもの（意見広告）</li> </ul>

<p>(6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの</li> <li>・暴力又はわいせつ性を連想させるもの</li> </ul>
<p>(7) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の取立、示談引受けなどをうたったもの</li> <li>・氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの</li> <li>・ギャンブルに係るもの</li> <li>・消費者金融に係るもの</li> <li>・たばこに係るもの</li> <li>・社会問題を起こしている業種や事業者に係るもの</li> <li>・消費者被害の未然予防等の観点から適切でないもの</li> <li>・良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの</li> <li>・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの</li> <li>・責任の所在が不明確なもの</li> <li>・内容が不明確なもの</li> <li>・虚偽又は誤認されるおそれがあるもの</li> </ul> <p>(誤認の例)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報記事と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの</li> <li>2 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの</li> <li>3 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを引用して権威づけようとするもの</li> <li>4 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの</li> </ol>

(平成28年6月23日更新)

## 長野圏域介護保険事業者連絡協議会 令和3年度 第2回研修会 要項

- 1 趣 旨 ケアマネジャーの仕事は、介護や支援を必要とする人の課題の分析や、ケアプランの作成、介護事業所の紹介、医療やサービス事業所との調整を行うなど多岐に渡っています。また、一連のケアマネジメント業務の事務量も膨大であり、さらに認知症高齢者や単身世帯の増加を背景に、地域における多様な介護資源の把握、活用等の役割が一層求められています。

そこで、介護保険制度の根幹であるケアマネジメント業務を行い、地域包括ケアシステムを構築する中でその要でもあるケアマネジャーの業務の効率化を図るため研修会を開催します。

- 2 期 日 令和4年2月15日(火) 14時00分～16時00分

- 3 会 場 オンライン (Zoom)  
\*ただし、オンライン (Zoom) 環境等が整備されていない事業所については、ホテルメトロポリタン長野の会議室を用意いたします。

- 4 研修内容

事業説明

演題 『「おひとりさま」あんしんサ ポート事業について』  
講師 長野市社会福祉協議会長野市権利擁護センター  
係長 森田 靖子 氏

講 演

演題 『居宅介護支援事業所の業務効率化  
～ケアマネジャーの働き方改革～』  
講師 株式会社わがんせ代表取締役  
あすなるケアプラン管理者 主任介護支援専門員  
前田 麗子 氏

13:30      14:00    14:10                      14:30    14:40                                      15:55    16:00

オンライン 受付開始	開 会	事業説明	休 憩	講 演	閉 会
---------------	--------	------	--------	-----	--------

- 5 参加費 会員は無料 非会員は3,000円 (請求書を後日送付します。)

- 6 参加申込 別紙申込書または下記 google フォームより、2月8日(火)までに申し込みください。



<https://forms.gle/6ngpDuN6s7ouQu4G6>

7 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で行政からの緊急事態宣言が発出される等により、全てオンラインへ変更する場合があります。その場合は、あらためてご案内しますのでご承知おきください。
- (2) 視聴用ID・パスワード等は、後日メールにてお送りします。

8 お問い合わせ 長野市社会福祉協議会内長野圏域介護保険事業者連絡協議会事務局  
TEL026-225-0083 FAX026-225-0568 e-mail kaigo@cswnaganocity.or.jp

